

農林水産大臣 江藤 拓 様

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
理事長 藤田順子

「食料・農業・農村基本計画」に関する意見書

私たち、パルシステム神奈川ゆめコープは、「生命を愛しみ、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念とし、安心して暮らせる社会をつくるために神奈川県内で事業活動を行なっております。当組合では、県内外の産地と産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを目指しています。

当組合を含めパルシステムグループでは、全国の生産者と共同し、農産では農薬削減や硝酸態窒素を削減する土づくりなどの栽培実験。畜産では、飼料米、食品副産物を利用した飼料自給率の向上、水産では森の植樹を通じて海の環境を守る取り組みなどを行ってきました。

食料・農業をめぐる問題は、単に経済レベルにとどまらず、広く市民生活や地域づくりに関わる社会問題です。それはくらしや地域の文化やさらに資源・環境問題とも関わって、広く総合的に展開していると認識します。日本の農業を発展させるため、農業を新しい事業として具体化する視点からとらえて、より踏み込んだ取り組みが必要です。

飢餓・栄養不足を解決する基本は「自給」であり、地域をベースとする食料システムを構築することが重要だと考えます。生産と消費が一体となった地域社会の存続と生態系との共生を目標に、地域資源循環型農業に取り組むことが重要です。

農業や林業、水産業などの一次産業は、自然の恵みを受けながら食やくらしに必要なものを生産し、同時に里山は里海などの環境を維持し続けていく営みです。人と土地がかかわることで、洪水や干ばつなどが軽減され、美しい農村景観や生きものの生育環境、地域固有の文化などが守れてきました。しかし、こうした環境にも変化が起きています。特に中間産地域など生産条件が厳しい地域では、生産者の減少や高齢化が顕著となり、耕作放棄地、荒廃農地が増加しています。

近年、日常生活に深刻な影響を与える自然災害がこれまでにない頻度で発生しており、昨年も台風や大雨と度重なる災害が相次いでいます。畜産ではCSFの蔓延など生産者の経営にとって非常に厳しい状況が続いています。

協同組合には、自然や社会が生むこれらの課題を解決する機能として期待が高まっています。そのために、産地・生産者・消費者との信頼関係の下、持続可能で資源循環型の社会づくり、地域づくりをさらに進める責務があると考えています。その中で、農業・商業・工業・消費者が連携した取組は、新しい地域活力を生み出しつつあります。未来につながる食料・農業・農村を中心とした地域活性化の実現のために、「食料・農業・農村基本計画」への意見を提出させていただきます。

1. 食料の自給と安定

食料の安全保障を実現するためにまず、自国の土地その他の食料生産資源を最優先して活用し、自給を基本に国産・輸入・備蓄の適正なバランスをとるべきだと考えます。各国の食料自給政策の確立が、予測される世界的食料危機を打破する最も確かな方法であり、国際社会の一員として生きる各国が最優先に果たす責務です。政府は2025年度の食料自給率を45%（カロリーベース）としていましたが、2018年度は37%と後退しています。食料自給率が45%の目標を達成できなかったことについて真摯にうけとめ、これまでの取り組みを総括し実効性のある施策の実施を求めます。

具体的に以下項目を提案します。

- ①国内の農業生産者の後継者、担い手不足について、農業経営の安定にむけた施策、農業大学、学校などの整備を積極的に推進。
- ②国内農産物の消費拡大にむけた取り組みや農業の多面的な価値をきちんと広報していく。
- ③畜産の飼料について国内飼料の活用をさらに推進し、飼料米のとりくみも継続できる仕組み。また、米以外の飼料穀物の推進。
- ④国産農畜産物を活用して加工品を生産するメーカーや事業者に対する支援。

2. 食の安全保障

(1) 食の安全、情報公開

農業は、市場原理・経済原理を最優先とせず、生命原理（限られた地球資源の中で生物が調和して生きる）を基本とすべきだと考えます。食料を政治的思惑や市場原理のもとに利用してはならないし、食料安全保障の考え方が尊重されるべきだと考えます。食品添加物、農薬、遺伝子組み換え、生態系及び生命に与える影響について継続的に解明される必要があります。また、その結果は公表され、適切な措置がとられるべきだと考えます。高度化・永続化する「食の安全」課題に対応できる研究・調査を進め、情報を積極的に開示することを求めます。

(2) ゲノム編集食品の規制

環境省、厚労省、農林水産省はゲノム編集作物および食品を事前相談と届出のみで流通可能としています。特に農産物は交雑によって既存の作物、生物遺伝子に対しても影響を与えることが懸念されています。有機農業では、ゲノム編集の作物は排除されるべきですが、表示することも義務化されていない現状では、有機農業規格に当てはめることもできなくなり、有機農業の発展を妨げることになります。消費者が選択できる権利を保障するため、ゲノム編集の情報開示、表示、遺伝子組換えと同等の管理を求めます。すべての人は、食の安全及び環境に関わる正確で適切な情報を得る権利があり、食料の安全保障に関わる全ての分野での決定に参加する権利があると考えます。

3. 有機農業の推進 0.5%→1%を実現する具体的な施策

学校給食で有機米が導入できるよう積極的な支援が必要です。政府は日本国内での有機農業のシェアを1%へ拡大する目標を掲げ、理解醸成などの事業を展開していますが進捗は厳しい状況です。学校給食での有機米導入はすでに、一部の自治体では全面的に導入している事例もあります。生産と消費、地域活性、食料自給率向上など多方面に有効な施策として推進を求めます。

私たちとしても有機農業、有機農産物に関して消費者の理解と共感を広げられるよう、産地と消費者の交流を進め、消費の安定的な拡大に向け取り組みをさらに強化していきます。

4. 種苗法は農業者の所得向上、経営安定の視点にたった改正を求めます

従来認められてきた生産者が自己の経営のための自家増殖は、これまでの種苗法では育成権者と生産者の権利を調和させたものです。現在、審議が進められている種苗法改正案では完全に調和が失われることとなります。現行法は、農業を営む者が「種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに

種苗として用いる場合には、育成者権の効力はそのさらに用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に及ばない」として、育成者権のある新品種でも農業者の自家増殖を許容しています。

種苗法改正案では、自家増殖が原則禁止になり、許諾制に移行すれば経費や事務作業など生産者の経営に大きく影響を及ぼします。本来の農業者の所得向上、事業者の経営安定を目指した法改正を求めます。

5. 持続可能な農業の具体的な取り組みの推進

有機農業は炭素貯留などCO₂の排出抑制と、生物多様性を促進する持続可能な農業として、有意性が明らかになっています。これには特定農業者による大規模化だけでなく、中小規模、家族的な農業も含め持続性を確保することが重要です。農業政策と環境政策の一体化は世界の流れです。

また、地球温暖化対策をはじめとした環境負荷の低減、IPM技術を利用した農薬・化学肥料の使用抑制、多様な作物の輪作や、稲わらのすき込みなど、メタンの抑制や土壌炭素の貯留、生物多様性保全効果の高い取り組みに推進に向け、数値目標を設定した推進を求めます。

環境問題についてとりわけCO₂の排出削減については森林の炭素貯留機能は必要不可欠であり、森林の保全にむけて林業の再構築や林業従事者に対する支援策の実施を求めます。

6. 地域環境保全

(1) 地域環境保全

生産者は経営の持続性、安定性を確保し自立経営を実現に努めますが、中山間地域農業など、相対的に厳しい状況に置かれている産業ともいえます。環境保全に貢献する生産者が持続できる政策が不可欠です。私たちとしても持続可能な生産と消費の確立に向け、地域の農林水産物、加工業者が連携した商品の開発を通じて、より良い地域づくりを進めます。

(2) 鳥獣害対策

鳥獣による農作物への被害は年々深刻になっています。各地で電柵、金網等の対策が取られていますが、被害が顕著な地域は全国に広がり、頭数の正確な把握も必要な時期にきており、捕獲後の処理も課題です。処理施設の整備等とあわせた施策を求めます。

(3) 自然災害、天候変動への対応

気候変動による災害は特に近年拡大しています。環境保全や持続可能性のため、農業、林業、漁業との連携を深め、農林水産省、国土交通省、環境省など省庁を横断した対応が必要です。森林、河川の環境を保全することで里海、海の自然が守られます。

(4) 農福連携

農林水産省の農福連携対策では、整備、支援、人材育成支援の3つを柱に支援が行われ、各地域で取り組みが広がりつつあります。実際に取り組まれている、生産団体、生産者と生活協同組合も様々な連携や支援を行う必要があります。「誰一人取り残さない」の視点でも農福連携の政策は非常に重要です、より強化した支援を求めます。

7. 地域活性化 文化の継承

政府の農業生産基盤強化プログラムの、棚田を含む中山間地域の基盤整備、新規就農者を含む様々な担い手の定着に向けた取り組みは期待するところですが、農村を中心とした地域は農産物の生産基盤だけではなく、様々な文化の継承の役割を担っています。都市と農村の生活者の相互交流を充実させ「食と農」の文化創造、地域活性化につながる施策を求めます。

8. 飼料米を活用した飼料自給率の向上

現在の施策では食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援するとしており、飼料米について、2025年（令和7年）の生産努力目標を110万トンとしています。2018年（平成30年）43万トン、面積で2018年8.0万ha、2019年7.3万haと減少しています。飼料米は水田の保全を通じた環境の保護、飼料自給が向上にすることで自給率の向上に寄与します。水田活用直接支払い制度の維持、拡大を求めます。

9. 家畜伝染病の対策強化

CSF、鶏インフルエンザなど家畜伝染病の予防と早期発見、まん延を防ぐため、迅速な対応ができるよう体制の強化を求めます。養豚では野生イノシシ対策強化、CSF発生時の飼養豚へのワクチン接種の円滑化が急務の課題で、取り組みを後押しする施策の展開を求めます。

以上